

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休日である)
の翌日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 町の区域の新設等（市町村振興課）
土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）
- ◇ 公 告 行政書士試験の合格者（市町村振興課）

告 示

鳥取県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三條第四項後段の規定に基づく鳥取新都市土地区画整理事業（第十九工区）の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年一月十九日

新たに画する町 の名称	若葉台北四丁目	同上の区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）
区域を変更する 町及び字の名称	若葉台南三丁目	同上の区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）
生山字海老谷	若葉台南三丁目の全域 生山字海老谷四一四の二	若葉台南三丁目の全域 生山字海老谷四一四の二
生山字細谷	生山字海老谷五五九の三の一部、五五九の七、五六〇の三、五六二の六の一部、五六二の七、五六二の一	生山字海老谷のうち四一四の二、四一四の三の一部、四一五の一部、四一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字芋谷	生山字海老谷のうち五三二の二、五三二の四以外の区域	生山字細谷のうち五三二の二、五三二の四以外の区域
生山字蝦谷	生山字芋谷のうち五三五の二の一部、五三五の三の一部以外の区域	生山字芋谷のうち五三五の二の一部、五三五の三の一部以外の区域
生山字蝦谷	生山字蝦谷のうち五五九の二の一部、五五九の三の一部、五五九の五の一部、五五九の七、五六〇の一、五六〇の三、五六二の五の一部、五六二の六、五六二の七、五六二の八の一部、五六二の九の一部、五六二の一以外の区域	生山字蝦谷のうち五五九の二の一部、五五九の三の一部、五五九の五の一部、五五九の七、五六〇の一、五六〇の三、五六二の五の一部、五六二の六、五六二の七、五六二の八の一部、五六二の九の一部、五六二の一以外の区域

鳥取県告示第二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十九工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年二月十八日から施行する。

平成八年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

倉吉支店	倉吉支店
倉吉中央支店	倉吉市堺町二丁目
	倉吉市明治町

を

倉吉支店

倉吉市堺町二丁目

に改める。

公 告

平成7年10月22日に実施した平成7年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成8年1月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
6	福 間 孝 子	14	江 美 紀
21	福 木 村 健 人	33	澤 井 石 宏
34	河 津 久 志 郎	47	石 矢 城 明
54	永 井 一 美 由 紀	69	本 池 佐 々 木 賀 孝
105		124	石 賀 孝 司

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】